**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金**

I

**（ひとり親世帯分）【家計急変者対象】**

**扶養義務者等に関する誓約・同意書**

霧島市長　中重　真一　殿

１、給付金の申請にあたり、『簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】』を提出した者が、給付金の申請日時点で給付金申請者（以下、「甲」）と生計を同じくする（甲が養育者である場合は、甲の生計を維持する）全ての扶養義務者等のうち、今後1年間（および家計急変時）で収入が最も高い者であることを誓約します。

２、給付金の支給要件の該当性を審査等するために、霧島市が必要な扶養義務者等の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

給付金申請者（甲）　氏名

給付金申請者（甲）　住所

扶養義務者等（1人目）　氏名

住所

　　　※扶養義務者等の住所は甲と異なる場合のみ記載ください。

扶養義務者等（２人目）　氏名

住所

扶養義務者等（３人目）　氏名

住所

裏面もご覧ください

扶養義務者等（4人目）　氏名

住所

扶養義務者等（5人目）　氏名

住所

扶養義務者等（6人目）　氏名

住所

扶養義務者等（7人目）　氏名

住所

※誓約・同意する方が自らご署名ください。

※給付金の申請日時点で甲と生計を同じくする（甲が養育者である場合は、甲の生計を維持する）、全ての扶養義務者等がご署名ください。ご署名が必要な方の数が、欄より多い場合、欄外に記載して差し支えありません。

※ここでの「扶養義務者等」とは、甲の配偶者（児童の父または母が重度の障害の状態にあり児童扶養手当の受給資格を有する場合や、甲が児童の父母以外の者である場合等に限られます）や、民法第８７７条第1項に定める扶養義務者（甲の、曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、曾孫、及び兄弟姉妹）のことです。ただし、子については、児童扶養手当の対象児童以外の子（18歳到達後の最初の3月31日をすでに経過した18歳の子、および19歳以上の子）となります。